

## 子ども家庭センターの勤務体制の変更について

### 内容

夜間帯の虐待通告に迅速・適切に対応、警察署からの身柄付通告の児童の引受けを適切に行うため、勤務体制を変更する。

<平成26年度まで>

<平成27年度から>

#### (1) 平日夜間体制：中央の虐待対応課のみで対応

【17：45～21：30】

① 中央対応課職員4名体制（当番遅出制：実労 7時間45分）  
電話受付（1名）＋判断指示（1名）＋出動対応（2名）

#### ② 遅出職員の勤務

中央管内相談対応 13：00～17：00

休憩時間 17：00～17：45

全C通告対応 17：45～21：30

【21：30～翌9：00】（自宅待機）

中央保護第一課職員と中央対応課3名体制

電話受付（保護課）＋判断指示（1名）＋出動対応（2名）

#### (2) 休日体制（第1一保で勤務）

①（判断指示1名）：全C次長、対応課補佐、同総括主査が輪番

②（出動対応2名）：中央以外の各C対応課CW（上記①を除く）、相談課補佐、同総括主査、企画情報室長、同補佐、同総括主査（CW）、心理補佐、心理総括が輪番。

【9：30～18：00】

電話受付・判断指示（1名）＋出動対応（2名）

※休日勤務については、代休対応。

【18：00～翌9：30】（自宅待機）

電話受付（保護課）＋判断指示（1名）＋出動対応（2名）



#### (1) 平日夜間体制 <<17：45以降の体制を変更>>

【17：45～翌9：45】（中央遅出は従来どおりだが、出動役の自宅待機を解消）  
～21時半：中央遅出に加え、第2の出動対応班（2名）を第1一保に設置。  
21時半～：第2の出動対応班が当直体制をとり、第1一保で待機

※判断指示役については、従来どおり21時半以降は自宅待機

（対象）「全CのCW（生活福祉、一保を除く）、心理補佐・心理総括」（※）

※中央の対応課職員、各Cの所長、次長・課長は除く。本務の児童自立含む。

（体制）上記職員が輪番で対応。当番日は各Cで日勤を行った後、第1一保へ移動し、出動対応に従事。下記の深夜帯は当直（2名）。

当番日の勤務時間：9：00 or 9：15～翌9：45

（9時 or 9時15分～18時は各Cで勤務。18時に一保へ移動。）

当直時間 23：00～翌6：00

A 勤職員の休憩時間 12時15分～13時、17時30分～18時、

19時45分～20時15分、7時45分～8時15分

B 勤職員の休憩時間 12時15分～13時、17時45分～18時、

19時45分～20時15分、7時45分～8時15分

#### (2) 休日体制

① 判断指示役は従来どおり。※18時以降は自宅待機。

② 出動対応に当直体制を導入（2名体制）：休日の日勤者が引き続き従事。

対象を「全CのCW（生活福祉、一保、上記①を除く）、心理補佐・心理総括（本務の児童自立含む）」に拡大。（休日は中央対応課職員も対象）

【9：30～翌10：00】

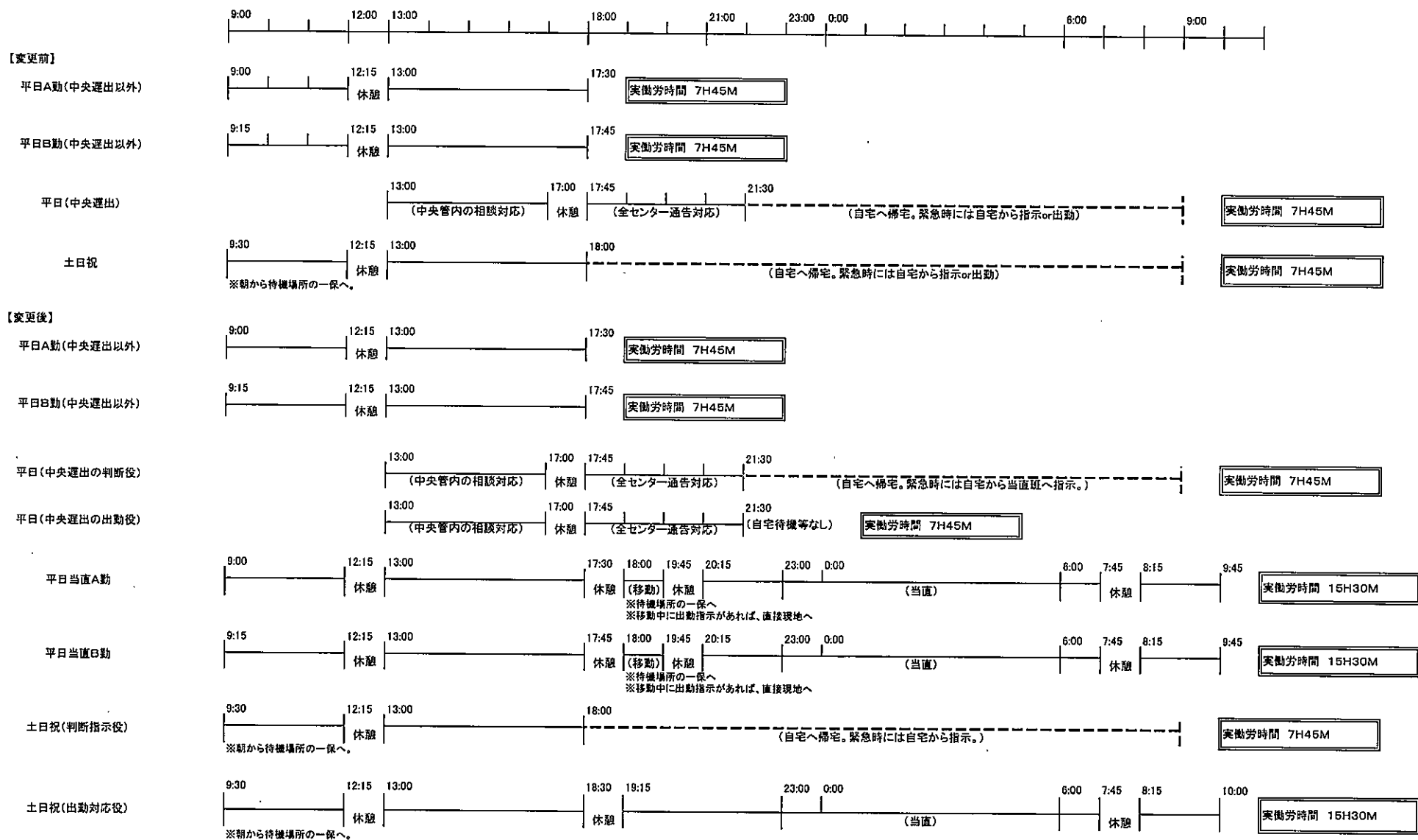
休憩時間 12時15分～13時、18時半～19時15分、7時45分～8時15分

当直時間 23：00～翌6：00

### 導入時期

平成27年5月11日

○ 子ども家庭センター職員の勤務時間一覧表



## 女性相談センターの勤務体制の変更について

内容 夜間・休日の一時保護依頼に迅速に対応するとともに、特別な援助を必要とする利用者の増加に適切に対応するため、一時保護所における勤務体制を変更する。

<平成26年度まで>

<平成27年度から>

(1) 平日の日勤体制 9:00~17:30

(相談支援課は遅出勤務(1名)あり:12:00~20:30)

(2) 夜間体制(休日含む):一保に非常勤2名体制による夜勤

① 利用者対応 17:15~翌9:30

休憩時間 0:00~翌5:15

② 外部対応 17:15~翌9:30

休憩時間 18時~19時半、22時~24時、5時15分~7時

(3) 休日の日勤体制(相談支援課は祝日を除く)

・相談支援課:常勤職員1名が12:00~20:30

・一時保護所:非常勤職員2名体制

① 利用者対応 9:00~17:45

休憩時間 13:00~13:45

② 外部対応 9:00~17:45

休憩時間 11:15~12:00



(1) 平日の日勤体制 同左

(2) 夜間体制(平日)

⇒ 一保に常勤1名(当直)と非常勤1名(夜勤)に変更

相談支援課、保護課の職員(所長、次長、課長、行政職は除く。)が輪番で、一時保護所において当直勤務を行う。(相談支援課職員は、日勤帯は通常の勤務に従事し、当番日は17時15分までに到着するよう一時保護所へ移動。)

① 常勤職員 1名(所長・次長・課長・行政を除く。以下同じ)【当直】

9:00~翌9:30

休憩時間 12時15分~13時、18時~18時45分、7時15分~7時30分

当直時間 22:00~翌5:15

② 非常勤職員 1名【夜勤】

勤務時間 17:15~翌9:30

休憩時間 0:00~5:15

(3) 休日の体制

※相談支援課の土日勤務は従来どおり(相談支援課のみで輪番)

一保の休日体制を常勤職員1名と非常勤職員1名の体制に変更。

上記(2)と同様、相談支援課、保護課の職員が輪番で従事。

① 常勤職員 9:00~翌9:30

休憩時間 12時15分~13時、18時~18時45分、7時15分~7時30分

当直時間 22:00~翌5:15

② 非常勤職員 日勤は左の(3)①と、夜間は上記の(2)②と同様。

導入時期 平成27年4月1日(※労基署が許可するまでは別紙)

※ 所管の労働基準監督署が当直について許可するまでの間は、22時～5時15分までを「当直」扱いとできないことから、手続き完了までは下記の勤務時間に変更し、許可後に別紙の勤務体制に再度、変更する。

○4月1日～当直が許可されるまで（22時～5時15分を通常の「勤務時間」扱い）

相談支援課、保護課の職員（所長、次長、課長、行政職は除く。）が輪番で、一時保護所において勤務。

【平日】

（当番日以外の勤務時間） 9時～17時30分（休憩時間 12時15分～13時）

（当番日の勤務時間等） 1日目：9時～22時（休憩時間 12時15分～13時、20時30分～22時）

※昼の各勤務公署から一時保護所へ出張で移動（17時15分までに到着）

2日目：5時15分～9時30分（休憩時間 7時15分～7時30分）

※1～2日目の間の時間帯（22時～翌5時15分）は時間外勤務で対応（実質的に当直のため、就寝等も可とする。）

【休日】

（当番日の勤務時間等） 1日目：9時～22時（休憩時間 12時15分～13時、18時～18時45分）

※自宅から直接、一時保護所へ出勤。

2日目：5時15分～9時30分（休憩時間 7時15分～7時30分）

※1～2日目の間の時間帯（22時～翌5時15分）は時間外勤務で対応（実質的に当直のため、就寝等も可とする。）

○当直が許可されて以降（22時～5時15分を「当直」扱い）：詳細は別紙

相談支援課、保護課の職員（所長、次長、課長、行政職は除く。）が輪番で、一時保護所において勤務。

【平日】

（当番日以外の勤務時間） 9時～17時30分（休憩時間 12時15分～13時）

（当番日の勤務時間等） 9時～翌9時30分（休憩時間 12時15分～13時、18時～18時45分、7時15分～7時30分）

※昼の各勤務公署から一時保護所へ出張で移動（17時15分までに到着）

【休日】

（当番日の勤務時間等） ①（日勤）9時～翌9時30分（休憩時間 12時15分～13時、18時～18時45分、7時15分～7時30分）

※自宅から直接、一時保護所へ出勤。

○ 女性センター職員の勤務時間一覧表

